

## 第 66 回 須坂市都市計画審議会 議事録

### 1 日時

令和元年 5 月 31 日（金）午後 1 時 30 分から 3 時まで

### 2 場所

須坂市消防本部 3 階大会議室

### 3 出席者（38 名）

#### （1）委員（19 名）

土本俊和委員、神林利彦委員、太田委員（代理・春原博氏）、牧良一委員、中島義浩委員、荒井一彦委員、塩崎貞夫委員、霜田剛委員、岩田修二議員、勝野由弘委員、林明範委員、武川泰久委員、畔上敏春委員、菊池健造委員、岩井隆己委員、竹前美枝子委員、山崎永一委員、二夕村朝比古委員、神戸要子委員

#### （2）顧問（2 名）

堀内孝人顧問、小林君男顧問

#### （3）幹事（11 名）

上原幹事（総務部長）、西原幹事（市民環境部長）、中澤幹事（社会共創部長）、宮下幹事（産業振興部長）、滝沢幹事（まちづくり推進部長）、山岸幹事（水道局長）、田村幹事（消防長）、関幹事（教育次長）、滝澤幹事（道路河川課長）、勝山幹事（まちづくり課長）、中山幹事（上下水道課長）

#### （4）書記（6 名）

波岸書記（道路河川課課長補佐兼企画係長）  
村上書記（道路河川課課長補佐兼市道街路係長）  
寺澤書記（まちづくり課課長補佐兼公園緑地係長）  
小林書記（まちづくり課課長補佐兼まち整備係長）  
神林書記（まちづくり課都市計画係長）  
土屋書記（まちづくり課都市計画係主任主事）

### 4 欠席者（2 名）

#### （1）委員（1 名）

笠原甲一委員（長野電鉄㈱代表取締役社長）

#### （2）幹事（1 名）

小林幹事（健康福祉部長）

### 5 傍聴者数

1 名

### 6 報道機関等

1 名

## 7 配布資料

- (1) 第 66 回 須坂市都市計画審議会 次第
- (2) 第 66 回 須坂市都市計画審議会 議案
- (3) 議案第 1 号 須坂市都市計画マスタープラン（改定案）
- (4) 議案第 1 号 須坂市都市計画マスタープラン（改定案）の概要
- (5) 議案第 1 号参考資料 須坂市都市計画マスタープラン（改定案）にかかる意見等とその反映状況について
- (6) 資料 1 須坂長野東 IC 周辺開発の進捗状況及び地区計画について
- (7) 資料 2 須坂市が目指す重要伝統的建造物群保存地区とは
- (8) 須坂市都市計画の概要
- (9) 須坂都市計画図（用途図・A 3 版）
- (10) 座席表
- (11) 令和元年（2019 年）5 月 25 日（土）の信濃毎日新聞記事に対する須坂市の見解

## 8 会議状況

- (1) 開会（神林書記）  
委員の欠席及び代理出席の状況について説明
- (2) 市長あいさつ（三木市長）
- (3) 委員・顧問の紹介  
配布した委員等名簿のとおり
- (4) 会長・副会長の選出  
会長に土本俊和委員、副会長に中島義浩委員を選出
- (5) 議事（議長：土本会長）  
議案第 1 号 須坂市都市計画マスタープランの改定について  
【議案第 1 号・議案第 1 号参考資料】に基づき、滝沢幹事・勝山幹事から説明  
《質疑応答》
  - ① 委員：32 ページの都市圏連携軸のところで 406 号小布施方面という記載があるが、403 号ではないか。また、406 号については記載しないのか。  
→神林書記：該当箇所は 403 号に修正する。406 号の記載は検討させていただく。
  - ② 委員：35 ページの土地利用の基本方針について、都市の集約化について、もう少し記載できないか。  
→神林書記：県都市計画ビジョンと整合を図りながら、どの程度記載できるか検討する。
  - ③ 委員：39 ページの道路・交通方針図について、構想道路で環状道路がある。北側の部分は記載があるが、南側の部分についてどのように考えているか。  
→神林書記：環状道路の南側の部分については、都市計画道路臥竜線、広域農道を一連

の環状道路として位置付けている。

- ④ 委員：「整備促進」と「整備推進」が混在しているので、少し使い分けたほうがいい。  
→神林書記：全体の内容を確認して整理する。
- ⑤ 委員：406 号の村石町の部分ですが非常に狭いということで拡張してほしいと要望をしていた。今回の資料の中で 406 号のバイパスについて現在県が進めているとあったが、実際どんな作業を行っているか教えていただきたい。  
→神林書記：須坂建設事務所でバイパス整備にむけて検討している。73 ページにも記載させていただいた。  
→勝野委員：昨年度バイパスのルートについて選定し、これで原案が出てくるので、地元の皆さんに説明に入っていける段階にある。
- ⑥ 委員：72 ページの中で、都市景観に百々川・鮎川について優れた河川景観をしているとの記載があるが、百々川については鉍毒水も流れていて河川の景観がよいとは思えない。  
→神林委員：百々川について、都市計画マスタープランにおいては、都市景観として水のこともそうだが、公園・緑地という考え方で地域の皆さんの憩いの場・健康づくりの場として使っていただきたい。大きな視点での緑のネットワーク形成として見ていただきたい。  
→勝野委員：百々川の鉍毒水の対応については、過去に石灰をまく実験などをして一時的に効果はあったようだが、全体をまくにはコストがかかり継続性からしても実験段階で終わってしまった。
- ⑦ 委員：都市計画マスタープランのほかに、緑のマスタープランを作らなければならないと思うが、どうなっているのか。  
→寺澤書記：緑の基本計画ということで 2020 年までの計画がある。今後、見直しを行い変更していく。
- ⑧ 委員：43 ページの景観の関係で、(一部の地区で) 道路から 10mにある家については景観育成重点地区に入ると決められているが、ほとんどが都市計画法の商業地域である。景観に係る法律や条令の規制があることをマスタープランに記載していただきたい。  
→滝沢幹事：用途地域は商業地域であるが、平成 25 年に景観法と景観計画が施行され、重点地区ということで規制をしている。(法律・条令の規制があることについて) マスタープランに記載できるか検討する。
- 須坂市都市計画マスタープラン(改定案)について、原案のとおり同意し、市長に答申することに決した。

## (6) 報告事項

【資料 1・資料 2】に基づき、勝山幹事から説明

《質疑応答》

質疑なし

(7) その他

事務局からは特になし

《委員より》

委員：マスタープランの改定案の 29 ページの人口推移について、2010 年からの推移となっているが、現在 2019 年であるので、この 10 年間の実際の人口をいれておいてほうがいい気がするが。

→滝沢幹事：将来人口については須坂市人口ビジョン まち・ひと・しごと総合戦略で出した人口を使っている。実際の人口は毎月出しているが、推計については国政調査をもとに推計していることをご理解いただきたい。

(8) 閉会